

漢字音に於ける促音の表示法

沼本克明

一、序

奈良時代語に本来音韻として存在しなかったと考えられる促音の、その発生から音韻としての定着に至る経緯については、今日まで種々の形で論じられて来たが、本筋に於いても、細部に於いても、いまだ説きつくされていない点が多いと思われる。

今、試に、従来この問題に關する主たる説を取り挙げてみれば、大筋として、次の様な点に意見の対立が有ると思われる。

第一に、基本的な問題として、促音が漢字音の入声の影響によって成立したとする考え方（山田孝雄・橋本進吉）と、その影響は直接かつ必然的なものではあり得ない（浜田敦）とする考え方があ^(註1)る。

第二に、漢字音に於ける促音は、入声韻尾が開音節化する以前の段階の姿を引きついだものとする考え方（橋本進吉）と、開音節化した後に、和語が促音便化したと同じ過程―即ち、無声子音間には含まれた母音が無声化の過程を経て脱落し、前の子音が後の子音に同化されて成立して成立したとする考え方（浜田敦・小松英雄・小林芳規・奥村三雄）―これは、本質的に和語の促音と漢字音の促音とが同じであるとする考え方^(註2)とがある。尤も、今日の通説としては、無条件に（ということとは、前者の考え方が全く無視された形で

論じられているということ）、後者の考え方が受け入れられていると考えられる。尚、浜田氏は、喉内入声・唇内入声の場合と舌内入声の場合とは全く事情が異なり、舌内入声の場合には、それが室町末期まで入声^tを保っていたと考えられる所から、促音化はこの^tが後続の無声子音を直接同化して成立した―従って、開音節化の過程は經ずに―と説かれている。

第三に、右の後者の立場で、唇内入声字の促音化を考へる場合、その原因を、別に、鎌倉時代以後に新しく承来された宋（唐）音に於ける韻尾の喉頭閉鎖音化の影響と説く考え方（有坂秀世・浜田敦）と、これを否定する考え方（小松英雄）^(註3)とがある。

扱、右のそれぞれの考え方の根拠となつてゐるのは、重点の置き所に相違はあるが、現代語の發音、室町・江戸時代の内外の文献資料、院政・鎌倉時代の文献資料などである。この中、特に漢字音の促音化の發生期と考えられて來てゐる院政・鎌倉時代の文献資料による立論は、当該部分が、仮名（片仮名）「ツ・チ」、準仮名「レ」などで表記されてゐるかどうかが唯一の根拠となされて來た。^(註4)しかし、この様な表記法のみを手掛りとする事には、それなりの限界があり、充分發生期の実態を把握する事は不可能と言わざるを得ない。促音部を「ツ・チ」「レ」で表記する現象は、あくまで「表

記法」の出現として把握せられねばならず、「即促音の発生」と言えない事は勿論であり、まして「ツ表記促音表示法」の発生したまきはその当該時期の促音化の実態を把握するのであるから、尚、その仮名表記以外に何らかの傍証を必要とすると考ええる。

この傍証が他に何らかの形で存在しないものかどうかを探らんとするのが本稿の主目的である。

二、漢字音に於ける促音の表示法

(1) 仮名「ツ・チ」による方法

既に述べた様に、従来はこの「ツ・チ」表記を以って促音化が論じられた。その早い例は、院政末期の例が極僅か、鎌倉初・中期の例についても限られた数量の指摘しかなされていない。尚、従来指摘されて来たものは、主として訓読資料や片仮名文の中の例であったが、今、字音直読資料に目を向けても、それ等の場合と同様の傾向を示し、院政・鎌倉初・中期では、まだ「ツ・チ」表記の例は殆ど見出せない様である。この事は一つの理由として、促音を「ツ・チ」で表記する、という表記法が慣用としての固定を見せていなかったことによると考えられる。

試みに、字音直読資料で、促音を「ツ」又は「チ」で表記した古いものは、鎌倉も後半期に入って漸く見出せるようになる。ここでは、東京大学国語研究室蔵大般若経建長六年（一二五三年）校本の例をあげておく。（印刷の都合上、声点を割愛する）

○喉内入声字のツ・チ表記

獨居^{トツコ}93、獨覺^{トツコ}105、欲界^{ヨク}209、北俱盧洲^{ホツル}223、各各^{カチカク}224（以下全八

例）、極光^{キョクコウ}277、亦各^{オチカク}289（以下全三例）、北方^{ホフ}320・363、

○唇内入声字のツ・チ表記

コッシャヤウ^{ホツ}、業障^{ゴウ}104、法性^{ホツ}118、十方^{シツ}120、雑色^{サチ}166（二例）、及諸^{キチ}265（以下全十例）、

なお、舌内入声字については、本来その韻尾が「ツ」「チ」で表記されているので、この仮名表記に依って促音の表示かどうかは解らないことは勿論である。

(2) 準仮名「レ」による方法

例えば、一例として高山寺蔵古往来鎌倉初期点を取挙げてみれば、喉内入声字を

足下^{ソノ}413

と表記し、亦舌内入声字にも

發向^{ハレカウ}46、察^{サレヌ}134

と表記しており、他の舌内入声字の

拜謁^{ハイエツ}1、損失^{ソッシツ}16、殺害^{キヤウ}87、結解^{ケツ}65

等と異なる表記法を取っている。これは、和語の促音便と目される部分を、無表記と共に

舉^{コッソツ}221、持^{モレツ}244、（穂坂^{ホレ}348）、

の如く表記している所から判断して、「レ」は促音の表記に使用されていると考えることが出来る。同様な例としては、西南院蔵和泉往来やその他片仮名文も挙げ得るであろう。

(3) 声点による方法―フ入声の特立によるもの

既に私見を述べた所であるが、九条本法華経音に初めて見出され、多くの法華経・成唯識論などの呉音直読資料に加添されている「フ入声」という声点は、従来考えられて来た様なハ行転呼音の事象に関するものではなく、字音読に於いて発生した入声字の促音化を処理する為に考案されたものと考えられる。

但その様に考えた場合問題になるのは、喉内入声字の場合にも促音化したと考えられるにもかかわらず、この方法ではそれが無視された事になるという点である。この点については、次の様に考えられる。喉内入声字は下接字がカ行音である場合に限って促音化した^(注3)た爲に、音韻論的には促音化しても喉内入声の概念内で把握し得た^(注3)爲である。入声字の中、残った舌内入声字については、促音化が發生してもしなくても、音韻論的に、促音^{||}舌内入声音、という把握が有った爲に、問題は起らなかったはずである。

かくして、唇内入声字の促音化は、結果として、それ以前の伝統的な入声の把握——入声は、フ(唇内)、ツ・チ(舌内)、ク・キ(喉内)——が破られ、「入声はフ・ツ(唇内)、ツ・チ(舌内)、ク・キ(喉内)」という把握が成立することになり、後世、接キ、雑ザツ、の様な舌内入声字への誤認へと発展して行く原因となったと考えられるのである。

尚、このフ入声の特立による促音の表示・処理方法は、法華經を中心とする異音直読の場に於いて考案されたものである事はほぼ疑いないと思う。そしてこの方法そのものの成立を問題にすれば、それは、八実際の異音読誦に於いて現われる音変化を上接の単字(入声)の音として把握ししかもなるべくそれ以前の入声の定義に抵触しない形で—すればどうなるかVという立場から考案されたものであるという事になろう。

(4) 声点による方法—親覽の方法

親覽が字音語の加点到いて、入声字に対して「キフ」「ユル」の二種の声点を区別する独特の方法を使用していたことは、既に吉沢義則博士、小林芳規博士の詳しく論じられた所である。その小林

博士の御指摘では、「急とは、子音^tのみの発音を意味する」ものであったとされたのであるが、既に見て来た様に、この時代は広く促音化が起っていたのであり、その実際の加点到いても、舌内入声字に限らず、喉内・唇内各入声に亘って、「急」の声点を加えられている所から判断して、入声^tと共に、促音をも合わせ合んで示していたと考えるのが正しいと考えられる。

(a) 「キフ(急)」の声点

舌内入声—清急22⁽²⁾、濁急10⁽¹²⁾ 計32⁽²⁾
 唇内入声—清急1 濁急0
 喉内入声—清急9 濁急0

(b) 語中の例

喉内	唇内		舌内		下接字	カ	サ	タ	ハ	ガ	ザ	ダ	バ	ナ	ラ	ワ	計
	濁急	清急	濁急	清急													
2	2		5 ⁽⁶⁾ 5 ⁽⁶⁾					4 ⁽⁶⁾									
	1			4				2	3 ⁽⁶⁾								
	2			3				1	3 ⁽⁶⁾								
	1	1		2				1	3 ⁽⁶⁾								
	1							1	3 ⁽⁶⁾								
								3									
								2									
	2							1									
	1																
2	11	1	10 ⁽¹²⁾	9				19									22 ⁽²⁾

(b) 「ユル(緩)」の声点
 (c) 語末の例

舌内入声―清緩 0 濁緩 3
 唇内入声―清緩 9 濁緩 5
 喉内入声―清緩 64 (70) 濁緩 45 (48)

(d) 語中の例

喉内	唇内		舌内		声点	下接字
	濁緩	清緩	濁緩	清緩		
2			1			カ
7	3		1			サ
2	3 (6)					タ
	1		1		1	ハ
			1	2		ガ
			2			ザ
1	5			2		ダ
1 (6)					1	バ
1			1			ア
		1	3			ナ
1	4		1	1	2	マ
	2					ヤ
	3		1			ラ
1	1					ワ

舌内入声の π と、唇内・喉内各入声字の促音化とを「キフ」とし、
 たものと考えて、特に問題となるのは、唇内入声字であって、語末
 で「清急」の加えられている一例(「法」)、喉内入声字であって、
 語末で「清急」の加えられている一例(「法」)、喉内入声字であって、
 「広略」(「欲」)「玄籍」(「光沢」)「大徳」(「道徳」)及び喉内入声
 字であって下接字が力行音以外であるものに「清急」の加えられて
 いる九例(「百非」)「洛都」(「翼珍」)「白葉天」(「百王」)「白葉天」
 「時慈」(「禿字」)「徳号」である。これ以外は、説明は省略する
 が、積極的に障害となるものは一つも存在しない。

右の問題例について注意すべきは、いずれも「清急」の声点であ
 る単固点「。」のみであることであって、この声点は、それまでの長
 い歴史の中で最も一般的な声点の形であり、この教行信証の加点到
 於いても、平・上・去各声の清音は全て「。」で加点されているの
 である。従って最もよく使われる「。」をたまたま入声の「清急」
 として使用したために、加点の途次で、その与えた機能を不用意に
 忘れたものであって、積極的に「清急」を示しているものとは考え
 難いと判断する。

かくして、親鸞は、入声音 π と促音とを「キフ」の声点で、それ
 以外の開音節化していたものを「ユル」の声点で把握したと考えら
 れる。

この方法は、それ以前の「入声はフツクチキ」という伝統的な考
 え方にとどまらず、実際の発声読誦に於ける音声を観察し、発音が
 急か緩いか―つまるか―つかまらないか―という観点からそれを上接字
 への符号として把握したものである。二字の連続による音声変化を
 上接字の単字の音で把握したという点では、フ入声の特立の方法と
 本質的には同じである。

この親鸞の方法はその前後の時期に他に同類のものを見出すこと
 が出来ない所から判断して、親鸞一代限りのものであったと考える
 べきものであろう。

三、字音直読資料に於ける「合符」の機能

(1) 訓点資料の合符

平安初期以後の訓点資料に使用された合符については、中田祝夫
 博士が、その著「古点本の国語学的研究総論篇」で触れられ、(1)大

唐三藏法師表啓、地藏十輪經、大智度論等々に、「□□」の形で、音連合・訓連合の機能を持つものとして出現している事、(2)特に少數の例外以外は、主に音連合を主としている事(東大寺謁誦文稿・百法頭幽抄等々では音合しかない)、(3)後に(初見は西大寺藏大日經長保二年点)「□□」「□□」の如くに符号の位置が分かれた事、などについて指摘されている。

この音合符・訓合符は、その後、後世まで使われ、亦訓点資料に限らず、広く普及したものであることは衆知のことである。

扱、平安時代の訓点資料を見渡してみると、この合符が使用されているのは、必ずしも本文の訓読部分のみではなく、陀羅尼の音訳部分にも存する事に気づく。

管見に入った、最も古い陀羅尼への合符は、大東急記念文庫藏金剛界儀軌古点である。*注・ABC…は本誌の74頁参照

鉢A^ナ下^リ夜^ガ (永延元年九八七年点)

失^シ者^ヤ二^合地^ニ底 (長保六年一〇〇四年点)

薩^サ帝^{テイ}一^合曳^ニ (長保六年点)

次いで、高山寺藏胎藏界儀軌永久六年(一一一八年)点。

喃^ナ勃^{ハク}一^合哩^ニ (卷上) B素^ソ底^{テイ}一^合也^ニ (卷上)

梁^{リョウ}一^合二^合婆 (卷下) B野^ヤ合^ニ路^ロ (卷下)

底^{テイ}一^合也^ニ野 (卷下) C底^{テイ}毗^ヒ一^合藥^{ヤク} (卷下)

醫^イD^ナ一^合曳^ニ (卷下) 尼^ニ李^リ一^合 (卷下)

捺^ナ野^ヤ你^ニ一^合也^ニ (卷下) 喃^ナ引^リ一^合E^ニB^ニ (卷下)

以下は省略するが、これ等が比較的早い時代の管見に入ったものである。

残存の資料で見る限り、合符は、陀羅尼の部分へよりも、本文の訓読文に現われるものの方が早い様であり、陀羅尼への合符は、「二合」注記そのものとして(右に見る様に、陀羅尼への合符は全て「二合」の部分に加えられている)別個に発生したものではなく、訓読に於ける「二字(乃至それ以上)一単位指示」としての合符が、そのまま応用されたものと考えるのが無難ではないかと思う。

要するに、訓点資料に於ける合符は、本文の訓読及び陀羅尼の音訳に於いて、その加えられている上下字を一単位として取扱うべきことを示していると考えておいて差しつかえないであろう。

(2) 字音直読資料に於ける合符

扱、漢文に加点された資料には、訓読した資料の他に、字音で直ちに読んだ資料がある。この項では、その字音直読資料に使用されている合符について考えてみようと思う。

まず、漢音で直読された資料について見る。

漢音直読資料で管見の及んだものの内、蒙求や理趣経諸本には合符が使用されておらず、仏母大孔雀明王経(略して孔雀経)のみに使用されている。この孔雀経の中でも比較的加点時代の古い院政期以前のものでは使用されていない。

管見に入った最も古い合符使用資料は、仁和寺蔵の建久八年頃(一一九七年)加点本であり、続いて、国立国会図書館蔵貞応三年刊記本、東京大学国語研究室蔵康平六年書写識語本などがある。

これ等諸本に使用されている合符は、加えられている数に多少のちがいは存するが、性格は全て同じものと考えられるので、今仁和寺本を以て代表とし、その全用例を掲げてみる。なお挙例にあたっては、使用されている漢字の性格により、①陀羅尼に加えられてい

るもの、②本文中の固有名詞の音訳字に加えられているもの、③本文の意訳字に加えられているもの、に分類して、出現順に示す。

①陀羅尼

フツ	上27
F一破哩	上27
眠一藥合	上29
担你一也合	上76
摩一迦哩	上99
枳一婁合	上177
G一底也合	上295
尾你一慶合	上395
囉你一H合	上173
悉地一野合	中473
尾你一野合	中497

②固有名詞

薄一伽梵	上38
I一迦德	上113・118・123
B一蘇目一佉	上115
捺地一穆一佉	上119
發鷄得一迦	上121
句一I一囉一迦	上123
刺諾一迦	上327・上271・中535
迦彌波	上327・上271
釋迦牟尼	上328・上271
索一詞	上339・上273

尾你一也合	上179
枳一惠合	上179
類底也合	上188
J一底孕合	上293
屬一底孕合	上295
所一迦哩	上27
羯諾一迦	上31
囉一普	上245
諾一贊頌	上246・246
波利得一迦	中39
毗羅莫一迦	中58
恒洛一迦	中67・67
鉢一數多	中74
物那K一迦	中84
機一迦處	中102
羯得一迦	中103
索一迦	中119・上329・345
頤洛一迦	中529

質底目一溪	中19
薄一俱羅	中20・64
劫一比羅	中21・上106(計八例)
烏洛一迦	中27
曼浮洛一迦	中553
渴句K一迦	中557
勢婆洛一迦	中557
劫一比黎	上106
獨一覺	上5
或一居	上8・上217(計七例)
及一諸	上13・中3・下90(計十二例)
毒一害	上16・中356
法一僧	上18
I一葛	上39
脇一背痛	上70
購一除	上108
亦一起	上112・中243・513・下301
黑一M	上116
瞿一受	上121
入一山	上170
縛一孔雀	上171
集一病	上233・中248・511

跋一I一迦	中530
阿力一迦	中550
羯力一迦	中550
N一駄迦	中551
迦葉波	上222・223
補陀洛一迦	上230
吠陁一掃野那	下231
一中心	上246・下346
發一起	上270・342
若一還	上273
入一衆	上273
越一界	上274
二十八一大	上340(計四例)
吉祥	上349(計八例)
結其	上356・中249・下341
雜使	上371(計五例)
北方	上401
法者	上423
發光	中46
作光	中86
欲一國	中100
極一聲	中100

赤黄色	中106	七 ^シ 宿 ^シ	下188・196
結地	中120	吉 ^ク 凶 ^ク	下207・217
十方	中152	各 ^カ 居 ^キ	下210
法 ^フ 兄 ^{ケイ}	中208	獨 ^{ドク} 角 ^{カク}	下235
劫 ^{ケツ} 救 ^ク	中239・505	七 ^シ 正 ^{テイ}	下269
頰 ^{ケツ} 痛 ^ツ	中242・下301	越 ^{エツ} 者 ^{シャ}	下279
足 ^{ソク} 行 ^{コウ}	中417	質 ^{シツ} 者 ^{シャ}	下293
結 ^{ケツ} 界 ^{カイ}	中498	各 ^{カク} 各 ^{カク}	下356
業 ^{ゲツ} 者 ^{シャ}	中504	法 ^{ホフ} 住 ^{ジュ}	下358

以上の例から、漢音直読資料中の合符の機能について考えてみる。

陀羅尼に加えられているものについてみると、「二合」注記の部分に加えられるものが大部分を占めている。この点は、訓点資料中の陀羅尼の合符と共通する。然しながら、それ以外の「二合」注記の無い部分に加えられるものを見出せる事が見逃せない点である。

今、従来から見出される、この「二合」注記の部分に加えられた合符を一応のぞいたものについて、その上接字を見ると、一見して明らかなか様に全て入声字として読まれている事が解る。そしてこの入声字である事は、陀羅尼に限らず、固有名詞の音訳字・意識字に共通するのである。

そこで、この上接字が全て入声字である事を前提にして、下接字との対応関係を見てみると次の様になっている。

(二合注記の例はのぞく)

喉内	唇内	舌内	上接		下接	
			カ行	サ行	タ行	ハ行
4			陀	陀	陀	陀
17 (23)			固	固	固	固
18 (28)	2	4 (5)	意	意	意	意
40 (56)	31 (51)	15 (26)				計

右の実態から、どの様な事が言えるであろうか。

まず、陀羅尼に加えられているものについては、(1)下接字が全て日本漢音としての無声子音字である事(つまり漢音の原音の全清・次清・全濁字であり、声点は全て単点に加えられているもの)、(2)下接字の子音と上接字の入声韻尾は三内の範疇で対応している事(つまり、唇内入声字は下接字がハ行音、喉内入声字は下接字がカ行音である)、(3)の二点が指摘出来る。(2)がどの様な意味を持つか今詳述は略すが、(1)から判断して、合符は、促音化した音を示していると考えられる可能性が大である。

固有名詞の音訳字についても、右の(1)はそのまま認める事が出来る。(2)については多少の異例が見出されるが、促音化の指示と見る時の支障とならない事はいうまでもない。

本文の意識字についても、(1)については異例が全く見出されない。(2)については更に一そう異例が多いが、しかし全体を促音化の指示と見る時の支障とはならない。

かくして、孔雀經漢音直読資料中に見出される合符は、訓点本中に見出される「上下一単位指示」機能とでもいうべきものが拡大されて、更に、日本漢字音としての漢音認識の際に現われる促音化を

示す機能を有していると見る事が出来る。

尚、ちなみに述べておけば、この建久点以後の諸本に於いて、必ずしも共通の部分に合符があるとは言えない。従って、促音化もそれぞれ読誦者に依って揺れのある形で起っていたものであり、固定的なものでなかったと考えねばならない様である。

次に、呉音直読資料に於ける合符について見る。

呉音直読資料には、四種相違疏、成唯識論、中論偈頌、大般若經、法華經、などがあるが、管見の範囲では、聖衆來迎寺藏法華經鎌倉初期点のみに、合符がある。

今、この資料の合符例を示せば左の如くである。

法鼓	卷一28	各各	卷一99
獄苦	卷一29	及見	卷一103
國界	卷一35	若國	卷一105
逼迫	卷一69・卷一186	及諸	卷一106・203
擊鼓	卷一77	若見	卷一126
若干	卷一90	若狗	卷一159
七寶	卷一95	竊作	卷一179
雜色	卷一95	急迫	卷一181

右に見る様に、この場合も亦全て上接字は入声字であり、下接字

	上	下
唇内	カ	サ
	タ	ハ
唇内	2	2(3)
	1	2(3)
喉内	8	

との関係は左表の如く全て無声子音字に続く場合のみに限られている。従って、法華經呉音読の場合の合符も、促音化の指示という機能を与えられていたと考えられるのである。

扱、ここで注目したいのは、孔雀經・法華經の合符に依って促音化を表示している資料全体を通じて、同時期に於ける合符を使用しないで促音化を表示している資料に対して顕著な相違があるという事である。

その相違というのは、音変化の結果として現われる促音を振り仮名には絶対に表記しないという点である。即ち、合符使用の資料では、上接の入声字は全て、舌内入声字「ツ・チ、唇内入声字「フ、喉内入声字「ク・キ、という単字としての正しい形の振り仮名しか加えられておらず、「ツ」表記されている例は全巻を通じて一つも見出すことが出来ないのである。

この事は、漢字音の読み方の表示法とて言えば、△単字一字一字それ自体を正しく把握乃至表記しながら、かつ、実際の読誦に表われる音変化を同時に表示するV為の合理的な方法として、合符が使用された、と考えることが出来ることを示している。

右の考え方の線に沿って考えるならば、促音化を、直接仮名の形で表出する方法は、読誦音を表音符号としての仮名でその読まれる音そのままに表記しようとしたものという事が出来る。

フ入声点あるいは親鸞の「キフ」「エル」の声点も亦同じく、實際の読誦音をそのまま表示しようとした所に考案されたものと考えることが出来るが、仮名表記とのちがいは、「舌内入声「促音」という把握を媒介にして、上接字の声点で表示するという方法上のちがいだけである。亦、フ入声点と親鸞の方法とのちがいは、フ入声点の特立による方法が、法華經読誦の音韻学に於ける伝統的な定義「入声はフ(唇内)、ツ・チ(舌内)、ク・キ(喉内)」ということが、あくまで基盤として存在していたのに対し、親鸞の方法は、純

粹に「発音がキフかユルイか」という音声觀察のみの立場からなされたものであった、という所にあると考えるべきであろう。

この様に、整理してみると、漢字音の促音化という事象は、とらえ方の違いに依って、その表示方法にも違いがあった事が明らかになって来るのである。

扱、それでは、字音直読資料に於ける合符が促音化を表示する方法であったという、その事の発見に依って、従来の促音化の考え方に對して、どの様な新しい知見を得ることが出来るであろうか。本項の最後にその点にふれておきたい。

第一に、唇内入声、舌内入声字は、下接字が無声子音字ならば、いずれの場合にも促音化が起つたのに対し、喉内入声字の促音化は、原則として下接字が力行音である場合に限られるということがはっきりした。現代漢語についてこの傾向のある事については、既に浜田氏の論究された所であるが、鎌倉時代からこの傾向が変らないものである事が明らかになった。(ただし「北方」の様に、特定の場合には、力行以外の下接字の場合の促音化が起り得た様であるが、極めて例外的である)。喉内入声字の促音化が力行音下接の場合に限られるのは、音声学的に見て、子音Kの調音点が一番奥にあるため、次にサ・タ・ハ行の音が来る場合、容易に調音点の移行が出来にくいという所にあると考えていいであろう。

第二に、舌内入声^tと音変化として現われる促音とが区別されていたらしいという事である。

仁和寺孔雀経で合符の加えられている場合の上接字が舌内入声字である

ヒツシユ
L、^{ハチ}麴、一心、^{エツ}發起、越界、吉祥、結^キ其、

等の様な例と、同資料に於ける

一切、^{シツ}悉皆、^{シツク}疾病、^{シツク}出家、

等の様に、合符が加えられていないものとの違いが、具体的にどうであったかを考えてみた場合、一つの考え方としては、兩者に差異はなく、ただ合符が恣意的に加えられているにすぎないという見方も有り得るであろう。然しながら、合符の加えられている場合は、唇内・喉内の場合と同じく、全て下接字が無声子音の場合であるし、孔雀経全巻を通じて同じ文字面のものに限って合符付の例が重出するという傾向を見て取る事が出来る。従って、この舌内入声字への合符も、単に恣意的に加えられたと考える事は出来ないはずである。

一般に、通説では、室町期までは、舌内入声に限って、母音の加わらない「^t」という形で伝誦されて来たと考えられている。

その根拠の一つとして「日葡辞書」中に見出される *indo* (二道)、*tiuet* (筆舌)・*foinet* (発熱)・*ituaet* (日月)・*xethu* (殺仇)の如くローマ字表記が取り挙げ得るのであるが、これ等の例で注意すべきは、語中にある「^t」は全て有声音の前に位置しているという事である。これに對して、無声音の前に位置していたと思われれるものは、全て *Icca* (一家)・*Ippai* (一杯)・*Issacujit* (一昨日)・*Ittan* (一旦)の如く促音化していたと考^(注11)え得る。この様な室町時代の実態は、歴史的には、「有声音の前に現われる舌内入声は、下接字が有声音であるそのために促音化せずに残ったものであり、無声子音の前に来るものは促音化して、本来の姿^tを失ったものである」と考^(注12)えることが出来るものである。従って、時代を遡らせるならば、ある時代に於いては、無声子音に上接する場合にも、舌内入声の本来

の姿が促音化しない形で読まれていたはずである。鎌倉初期に於いては、まだ孔雀経や法華経読誦の場では、無声子音の前でも入声^tの音価を保って読まれ、一部に少しづつ促音化が発生した、その促音化した場所に、合符が加えられている、と解釈するのが最も合理的である様に思う。

今、実例で以って示せば、次の如くなる。

平安 院政・鎌倉

室町

日月jitquet / jitquet

jitquet 有声音が下接

一切itsei / itsei

itsei

無声音が下接

ト術itstju / itstju

itstju

無声音が下接

普通には、「舌内入声^t＝促音」と平安・鎌倉時代を通じて把握せられていたと考えられるのであるが、漢音直読あるいは異音直読の場に於ける厳正な字音知識を練磨した階級に於いては、入声^tと音変化としての促音とを区別して把握する場合の有った事を認めねばならないのではあるまいか。

扱、かくして舌内入声のみが開音節化されずに後世まで伝承された為に、同じく「入声字の促音化」といながらも、その過程に於いては、従来の考え方に従うならば、他の二つの入声の場合とは異ったものであったと考えられることになる。即ち、舌内入声字の促音化は開音節化の過程を経ずに、他方、唇内・喉内入声字の促音化は一度開音節化の過程を経て、成立した事になる。但し、ここで注意を要するのは、唇内入声・喉内入声の開音節化に關しての実情が極めて不明瞭であるという事である。漢字音はもとも外来語である。特に漢音と呼んでいる所のもは、平安時代に入ってから尚しばらくは原語との接触が有ったはずであるから、外来語として知識

的に学習・習得しようとする努力した階級に於いては、原音に対してかなりの程度習熟していたと前提する事は、残された文献に照してみても、そう無理ではないはずである。例えば、声母の有気・無気、までも区別し得た階級の人々が、入声の^p・^kが発音出来ず、全て開音節化させざるを得なかったはず、と考える必要があるかどうか、筆者にははなはだ疑問である。こう考えてみれば、孔雀経や法華経を読んだ学僧達は、なお、舌内入声に限らず、唇内・喉内入声についても母音の加わらない形で伝承し、そこから直接促音化が発生したとする考え方も否定し去る事は出来ないのではないかと思われ、尚検討を要する。

以上、合符による促音表示法の存在を指摘する事に依って新たに得られたと考える所を述べた。

問題が多岐に亘ったので、一応、以上を纏めて締めくくりとした

い。

○ 漢字音の促音化を表示する方法として、①仮名「ツ・チ」で表記、②準仮名「レ」などで表記、③フ入声特立による、④「キフ」「ユル」の声点による、⑤合符による、ものが存在していた。

○ これ等の方法の分化は、それぞれが考案された場に於ける字音学習の態度に依ったのである。即ち、合符は、単字としての字音を正しく把握しつつ、実際の読誦音に於ける音変化をも同時に示そうとしたものであり、これに対して、他の方法は、むしろ視点が、実際の読誦音にあり、実際読誦でそれぞれの単字をどう読むかを示そうとしたもの、と考えることが出来る。従って、合符に依る促音の表示法は、他の方法と同時に使用される事がない（孔雀経は勿論、異音説である聖衆来迎寺本法華経ではフ入声を使用する声点体系で加

点されていないし、既述した様に、舌内入声以外が「ツ」表記された例も皆無である）の対して、それ以外の方法では相互に交用される場合がある。

③ 院政鎌倉時代における漢字音の促音化においては、喉内入声字の場合は、原則として下接字がカ行音の場合に限られていた。

④ 合符によって促音を表示する方法を生み出した場においては、舌内入声 \rightarrow tと、音変化としての促音を区別していたと考えられる。これに対して、それ以外の方法を生み出した場では、両者を一括して同じものと把握していたと考えてよい。

⑤ 促音表示としての合符の発生は、現存の資料による限りでは、音・訓合符（一単位指示）↓陀羅尼二合表示符（一単位指示↓音縮約指示）↓促音表示符（音縮約指示）、の過程によって成立したものと考える。

〔注〕

1 山田孝雄「国語の中に於ける漢語の研究」、橋本進吉「国語音韻史」、浜田敦「促音と撥音（上）」（『人文研究』第一巻一号）

2 橋本進吉注1引用書、浜田敦注1引用論文、小松英雄「日本字音における唇内入声韻尾の促音化と舌内入声音への合流過程―中世博士家訓点資料からの跡付け―」（『国語学』第25輯）及び「日本声調史論考」、小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」（『広島大学文学部紀要』特輯号3）及び「国語史中世」（『解釈と鑑賞』昭和44年12月号）、奥村三雄「古代の音韻」（『講座国語史2・音韻史文字史』）

3 有坂秀世「国語音韻史の研究」、浜田敦注1引用論文、小松英雄注2引用論文

4 注2引用論文参照

5 小林芳規注2引用論文参照

6 「日本漢字音に於ける唇内入声字の促音化とフ入声」（『国語学』第99集）

7 この点については、尚別に、次の様に考える可能性もある。即ち、フ入声が考案された当時のその世界にあっては、なお入声は一般に入破音を保った形で学習されており、唇内入声のみが母音を伴った \rightarrow の形で発音されるようになったものである、と。

8 吉沢義則「本願寺本教行信證点注の筆者に就いて」（『国語国文の研究』、小林芳規「鎌倉時代語史料としての草稿本教行信証古点」（『東洋大学大学院紀要』第2輯）

9 第五編第三部（漢語の源流について）

10 今、「F-跛哩」の例についてみれば、この漢訳字は、梵語の「sardari」を音訳したものである。この様に、漢訳時に、下接字の頭子音と三内の範囲で対応する入声字があてられている所に起因する。院政期以後、陀羅尼の音読が原音離れて、漢訳字そのものによって読まれる様になり、sardari/sardariとなった時点で合符が加えられたと考えることが一応可能である。但し、陀羅尼の入声字の読み方については、平安初期から、「連声」という事が存在していたのであって、この事との関連を考慮に入れる必要があるが、今は省略する。

11 有声音の前にある \rightarrow が促音化したと思われるものに、ただ一例、tadaai（筆台）が見出される。

〔後記〕本稿の要旨は、昭和五十年春期訓点語学会で発表した。その際の質疑に従って改稿したものである。（信州大学助教授）

M	K	I	G	E	C	A
騎	槌	路	牽	策	羅	製
N	L	J	H	F	D	B
楫	苾	虞	庚	彪	醞	縛